**さらなる排出抑制・再資源化のための施策について**

**資料３**

# ごみの減量・再資源化を推進するための施策について（重点施策）

本市では、市民・事業者・行政の三者が協力して、多岐にわたるごみの減量・再資源化に対する取組を推進してきましたが、リサイクル率の伸びは、低調であり、本市が目指すゼロカーボンシティ及びサーキュラーシティの実現のためには、これまで以上に可燃ごみの排出量を削減するとともに、新たな資源化の仕組を構築するなど、資源化量の増加を図る必要があります。

**(1)　プラスチックごみの分別収集・再資源化の実施**

プラスチックごみの焼却処分は、温室効果ガス排出の大きな要因とされています。また、環境中で分解され、自然に還ることがほとんどないプラスチックごみが地球規模での環境問題を引き起こしています。

現在、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の実施が努力義務化されましたが、本市では、実施されていません。速やかにプラスチックごみの分別収集を開始し、再資源化に取り組むべきです。

**(2)　草木類及び下水汚泥の資源化の実施**

本市の剪定枝は、破砕処理し、チップ化された後、農業事業者において、草木チップを再利用し、資源化されていますが、再利用されない草木チップは、焼却処分されており、その焼却量は、資源化量を上回っています。また、本市の下水道浄化センターで発生する下水道汚泥やし尿処理施設で発生するし尿・浄化槽汚泥は、下水道汚泥の一部資源化される汚泥を除いて焼却処分されています。

日常的に発生し、排出抑制が困難である草木類や下水汚泥の焼却量は、例年15％ほどを占めており、焼却施設及び最終処分場に負荷をかけています。速やかに草木類及び下水汚泥の資源化の仕組を構築し、焼却処分から資源化への転換に取り組むべきです。

**(3)　食品ロスの削減・生ごみの減量**

まだ食べられるのにも関わらず捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」の発生は、食品が無駄となるだけでなく、その生産から廃棄に至るまで使用された多くの資源やエネルギーの無駄にもつながる問題です。また、本市の可燃ごみに含まれる生ごみの量は、依然として多い状況であり、水分を多く含む生ごみは、焼却施設に負荷をかけています。

引き続き、生ごみ処理機等による各家庭での堆肥化への取り組みや生ごみの水切りの励行など、生ごみの減量対策を促進するとともに、食品ロス削減の推進に向けては、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程に応じた取り組みを計画的に進めるべきです。

**(4)　リユース行動への転換の促進**

　　クリーンセンターに持ち込まれる粗大ごみの中には、まだまだ使用可能な物が多く含まれています。また、資源物として持ち込まれる使用済衣類の中にもリユース可能な衣類が含まれており、現在、サーキュラーシティの推進を図るために、市とリユース事業者が連携し、粗大ごみ等のリユース事業を展開しています。

引き続き、市が模範となり、リユース事業に取り組むとともに、リユース意識の醸成を促進し、市民一人ひとりが「捨てる」という行為を考え直し、捨てる行動から「少しでも長く大切に使う」、「必要な人に譲り渡す」などのリユース行動への転換を促進するべきです。

**(5)　ごみの有料化の検討**

可燃ごみは、減少傾向にありますが、まだまだ資源化可能な紙類やプラスチック類が一定量含まれている状況です。また、地域のごみステーションでは、ごみ袋からごみが飛散し、周辺環境の美化・衛生の悪化が問題視される地域もあります。

可燃ごみの減量のためには、市が行う分別収集において、資源ごみの分別の徹底を促進するとともに、地域が行う集団回収や事業者が行う店頭回収を積極的に活用し、再資源化に向けて、市と市民・事業者との協力体制の強化を図ることを第一とし、今後の家庭系ごみ排出量の削減状況に応じて、ごみの有料化を検討するべきです。なお、検討にあたっては、市民の意向を把握するとともに、懸念される違反ごみや不法投棄の増加を防止するための対策を講じつつ、ごみの有料化制度を導入するか判断すべきであると考えます。

# 基本方針及び施策の柱

ごみの減量・再資源化を推進するためには、市民・事業者・行政の三者が協力して取り組むことが不可欠となります。そのため、本市では、「ごみ処理基本計画」に以下の基本方針を定め、ごみの排出抑制・再資源化施策を推進しています。

これからも、市民・事業者・行政の三者がごみの減量・再資源化の必要性を強く共有し、市民や事業者では、ともにごみの排出者責任の認識を深め、日常生活や事業活動の中でごみの排出抑制・再資源化施策に取り組み、行政では、市民や事業者が取り組みやすい環境を整えるとともに、新たな再資源化の仕組を構築していく必要があります。

そこで、次のとおり基本方針及び施策の柱を定め、現行の排出抑制・再資源化施策を更に強化し、継続して取り組みます。

|  |
| --- |
| 基本方針１　ごみの減量や資源の活用による環境負荷の少ない快適な生活環境 |
| 将来的にも持続可能な環境負荷の少ない循環型社会を構築し、快適な生活環境を維持していくため、限られた資源を循環させ、効率的に活用していくとともに、再生可能な資源や自然エネルギーなどへの転換を進める必要があります。 |
| 施策１　ごみ減量化の促進  施策２　再資源化の促進  施策３　食品ロス削減の推進 |

|  |
| --- |
| 基本方針２　市民・事業者・行政が一体となった環境意識の高いまちづくり |
| ごみの排出抑制・再資源化を推進していくためには、市民は、環境に配慮したライフスタイルや５Ｒに取り組み、事業者は、製品の生産から廃棄まで適正なリサイクルや処分について責任を負い、市は、市民・事業者を支援するための施策を実施するなど、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要です。 |
| 施策４　リユースの推進  施策５　情報発信と環境教育の推進 |

# ごみの排出抑制・再資源化の取り組み

**施策１　ごみ減量化の促進**

一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」や事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」の排出量を削減し、焼却施設や最終処分場への負荷を軽減するために、ごみの減量化を促進します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 達成指標 | 令和５年度 | 令和１０年度 |
| 可燃ごみの排出量 | 23,419トン | 20,000トン |

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 生ごみの減量及び食品ロスの削減【重点】 |
| 生ごみの堆肥利用や排出時の水切りの徹底など、生ごみ削減の方法や工夫を実践し、生ごみの減量に取り組みます。  食品の購入に当たっては、賞味期限・消費期限に関する正しい理解を深め、食品を粗末にしないよう、適量を購入し、使い切り、残さず食べるなど、食品ロスの削減に取り組みます。 | |
| 第〇章　食品ロス削減推進計画にまとめています。 | |
| ２ | 草木類、し尿・下水汚泥などの有機性廃棄物の資源化【重点】 |
| 日常的に発生し、排出抑制が困難である草木類やし尿・下水汚泥の資源化の仕組を構築し、これまでの焼却処分から資源化への転換を推進し、可燃ごみの削減に取り組みます。 | |
| ① 剪定枝（草木チップ）の資源化の推進  ② 下水道汚泥の資源化の推進  ③ し尿・浄化槽汚泥の資源化の推進 | |
| ３ | プラスチックごみの発生抑制 |
| マイバッグやマイボトル・マイカップの利用を促進し、レジ袋やペットボトルなどのプラスチック使用製品の削減に取り組みます。  不必要なプラスチックは、できるだけ利用しないライフスタイルの定着を促進し、プラスチックごみの発生抑制に取り組みます。 | |
| ① マイボトル・マイカップ持参の促進  ② マイバッグ運動の推進  ③ ワンウェイプラスチック（特定プラスチック使用製品）の使用抑制 | |
| ４ | 使い捨て品の使用抑制 |
| 使い捨て商品の使用をひかえるとともに、 繰り返し使える容器や詰め替え容器を利用します。 | |
| ① ３Ｒ・５Ｒ行動の推進  ② リターナブル容器への転換 | |
| ５ | 過剰包装等の自粛（抑制） |
| 市民は過剰包装を断り、事業者は、簡易包装の実施やマイバッグ持参を呼びかけし、過剰包装の抑制に取り組みます。 | |
| ① マイバッグ運動の推進  ② ３Ｒ・５Ｒ行動の推進 | |

|  |  |
| --- | --- |
| ６ | ごみ処理の有料化の検討 |
| 現時点でごみの有料化制度を導入する予定はありませんが、今後の家庭系ごみ排出量の削減状況に応じて検討します。  市民の意向を把握するとともに、ごみ処理の有料化に伴う課題に対する解決策を考察しつつ、ごみの有料化制度を導入するか判断します。 | |
| ① 家庭系ごみの減量化及び資源化の推進に伴う実績及び効果の分析  ② 周辺市町村の有料化の動向や不法投棄対策等課題解決の研究 | |
| ７ | 発生源としての排出抑制の取り組み |
| 事業者は排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、生産・製造・販売過程において極力無駄を減らし、廃棄物の排出抑制に取り組みます。 | |
| ① レジ袋有料化の実施  ② 食品残さの削減 | |
| ８ | 多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底 |
| ごみ搬入時の展開検査を実施し、多量排出事業者へごみ減量指導を行います。 | |
| ① 事業系ごみ搬入時の展開検査の実施  ② 事業所への戸別訪問によるごみの搬出方法及び分別方法の指導 | |
| ９ | 処理手数料の見直し |
| ごみの減量・再資源化を促進するとともに、受益者負担の適正化を図るために、ごみ処理手数料の適正価格を検討します。 | |
| ① 粗大ごみ処理手数料、事業系ごみ処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改正 | |

**施策２　再資源化の促進**

排出される廃棄物を資源として有効活用し、循環型社会の構築を目指します。生活系ごみの中でも、資源ごみを除いた「家庭系ごみ」の排出量を削減し、リサイクル率を高めるために、ごみの再資源化を促進します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 達成指標 | 令和５年度 | 令和１０年度 |
| 総資源化量 | 4,426トン | 6,500トン |

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 資源ごみの分別収集の実施 |
| 資源ごみ（資源物）の分別収集を実施し、資源化を推進します。 | |
| ① 資源ごみの分別回収事業（拠点回収）の実施  ② プラスチック製容器包装の分別回収（週１回）の実施  ③ 府相日曜資源拠点の開設  ④ 小型家電リサイクル事業（ボックス回収）の実施  ⑤ 廃油のボックス回収の実施  ⑥ ペットボトル水平リサイクルの実施  ⑦ ごみ出し便利帳・資源物収集カレンダーの全戸配布  ⑧ 資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」の配信 | |
| ２ | 集団回収の利用拡大 |
| ＰＴＡ等の地域は集団回収を実施し、市民は集団回収に協力します。  市は集団回収の実施団体への支援に取り組みます。 | |
| ① 資源回収団体育成奨励金交付事業の実施  ② 軽トラック貸出事業の実施 | |
| ３ | 自主回収の利用促進 |
| 事業者は回収拠点として店舗や事業所の空きスペースを活用した店頭回収を実施し、市は利用促進のための情報提供を行います。 | |
| ① 資源ごみの店頭回収の実施 | |
| ４ | 雑がみの資源化の推進【重点】 |
| お菓子の空き箱や封筒、雑がみなどの細かな紙類は、資源化できるものと意識を高め、排出時にはごみ箱（袋）に捨てず、新聞紙やダンボールなどのように分別して拠点回収等に排出します。 | |
| ① 雑がみ専用のごみ箱（紙袋）の設置・活用  ② 雑がみの分別・排出方法の周知啓発 | |
| ５ | プラスチックごみの分別収集の実施【重点】 |
| プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を実施し、プラスチックごみの資源化を推進します。 | |
| ① プラスチックごみの分別回収事業（拠点回収）の実施 | |
| ６ | 資源化品目の拡大検討 |
| 資源化に適した品目を研究し、分別区分の見直しを検討します。 | |

**施策３　食品ロス削減の推進**

食品ロスの削減は、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程に応じて計画的に取り組む必要があり、食品ロス削減に向けて市民・事業者・行政が連携して、第〇章の食品ロス削減推進計画に取り組みます。

**施策４　リユースの推進**

市民一人ひとりが「捨てる」という行為を考え直し、不要となったものをごみとして廃棄する行動から人に譲ったり、繰り返し使うなど、リユース行動への転換を図ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行動指標 | 令和５年度 | 令和１０年度 |
| メルカリShops利用者数 | 108名 | 500名 |

|  |  |
| --- | --- |
| １ | リユース事業の実施【重点】 |
| 市が模範となり、率先してリユース事業を実施するとともに、リユース事業者と連携し、リユースの推進に取り組みます。 | |
| ① リサイクルバザールの実施  ② 粗大ごみ等のメルカリShopsへの出品・販売  ③ リユース事業者の活用 | |
| ２ | リユース意識の醸成 |
| 市民・事業者がリユース活動を実践するための支援や情報発信に取り組み、市民のリユースへの関心を高め、リユース行動を促進します。 | |
| ① 民間リユース事業者に関する情報の発信  ② フリーマーケットの後援 | |

**施策５　情報発信と環境学習の推進**

ごみの発生抑制行動や再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）に向けた行動変容を促進するために、市民・事業者に対し、ごみを減らす工夫や正しい分別方法の情報発信に取り組みます。

また、将来における循環型都市の担い手となる児童・生徒への環境学習を推進するとともに、市民が参加しやすい環境学習会やイベントの開催を通じて環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行動指標 | 令和５年度 | 令和１２年度 |
| サーキュラーエコノミーの認知度 | 8％ | 60％ |

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 積極的な周知啓発の実施 |
| ごみを減らす工夫や分別方法の理解が進むよう積極的に周知啓発に取り組み、若年層や外国人などに対しては、分かりやすい情報発信を推進します。 | |
| ① 広報がまごおり及び市ホームページ等による情報発信  ② 資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」の普及及び活用促進  ③ 地域で行われる会議や行事等に出向き・周知啓発の実施  ④ 事業所への戸別訪問によるごみの搬出方法及び分別方法の指導 | |
| ２ | 環境学習・行事の展開 |
| 小中学校での環境学習を推進するとともに、市民が参加しやすい学習会や環境美化活動を展開します。 | |
| ① クリーンセンター施設見学等の受入  ② ３Ｒ促進ポスターコンクールの実施  ③ 出前講座の開催　　④ ５３０運動の推進  ⑤ クリーンサポーター制度の実施 | |
| ３ | グリーン購入の推進 |
| 市が率先して環境物品等の調達に取り組み、市民は買い物時に、まず必要か考えて、必要な時は環境を考えて作られたものを選び、購入する「グリーン購入」を優先します。 | |
| ① 蒲郡市役所における環境保全のための行動指針による再生品等の優先使用  ② 環境物品等に関する情報発信 | |

# 三者（市民・事業者・行政）の役割

|  |
| --- |
| 市民の役割　日常生活の中でごみを捨てるという行為を考え直します。 |
| 〇　ごみの発生抑制行動を実践します。  〇　物の再使用（リユース）や再生品利用（リサイクル）を優先します。  〇　一人ひとりがごみの正しい出し方や分別ルールに協力します。 |
| 事業者の役割　事業活動の中で排出者責任・拡大生産者責任を果たします。 |
| 〇　事業者自らが排出者としてごみの発生抑制に取り組みます。  〇　生産者として適正なリサイクルや処分について一定の責任を負い、製品等の  再使用や再生利用を促進します。  〇　各事業者が適正なごみ処理や再資源化に協力します。 |
| 行政の役割 |
| 〇　市民・事業者が行うごみの発生抑制行動・事業活動を支援します。  〇　ごみの減量・再資源化に関する有効な施策を推進するとともに、積極的に情報発信します。  〇　市民・事業者の模範となるよう率先してごみの減量・再資源化に取り組みます。 |

# 食品ロス削減推進計画の取り組み

食品ロスの削減は、生産・加工・流通の段階において廃棄、失われる食品（フードロス）から消費段階において廃棄、失われる食品（フードウェイスト）の発生抑制に取り組むとともに、食品の有効活用や再生利用、生ごみの適正処理に向けた取り組みを推進します。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | フードロスの削減 |
| 食のサプライチェーン（食品循環）の初期段階である農業・漁業などにおいて食材を生育・生産・出荷する段階や原材料（食材）を加工・製造・流通させる段階でフードロスの削減に取り組みます。 | |
| ① 地産地消の促進  ② 廃棄食材の発生抑制及び資源循環に配慮した生産・加工製造の推進  ③ 納品期限の緩和（納品期限切れによる廃棄食材の発生抑制） | |
| ２ | フードウェイストの削減 |
| 小売店や飲食店、家庭（消費者）において食品を消費する段階でフードウェイストの削減に取り組みます。 | |
| ①  ②  ③ | |
| ３ | 再生利用の促進 |
| 食のサプライチェーン全体で未利用食品・食材の有効活用と再生利用を推進し、食品廃棄物（生ごみ）の削減に取り組みます。 | |
| ①  ②  ③ | |
| ４ | 生ごみの減量化・適正処理の推進 |
| 食品の再生利用や廃棄物の削減に取り組んでもなお、発生する生ごみを減量し、適正処理を推進します。 | |
| ①  ② | |
| ５ | 食品ロスに関する知識の普及啓発 |
| 食品ロス削減の取り組みを情報発信し、生産者・事業者・消費者それぞれの立場で「食の循環（生産から食卓、廃棄・再利用）」を知り、市民・事業者・行政が協力して、食品ロスの削減に取り組みます。 | |
| ①  ② | |